

## 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策基本法」の施行（平成25年6月28日公布、同年9月28日施行）に伴い、武蔵村山市立第一中学校（以下、本校）では、この法律の趣旨を踏まえるとともに「武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（平成26年4月）」を参酌し、いじめ防止対策を推進するための「学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

### 1 いじめの定義（法第2条の規定）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に深く傷を残す行為である。いじめは絶対に許されない行為であり、本校の全ての生徒はいじめを行ってはならない。

いじめはいじめる側に問題があり、いじめられる側の保護が最優先になされなければならない。学校というコミュニティにおいて、いじめる側といじめられる側の関係性は固定的なものではなく、絶えず流動するものである。すなわち、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ること、また、いじめはこの学級でも起こり得るということである。

以上のことを教職員は心に留め、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、いじめが起こった時にはその早期解決に向けて迅速かつ有効な手立てが打てるよう、学校を上げてその体制を構築・整備していく。

#### (1) いじめを未然に防止するために

##### ① 学校として

- ア 全教職員による方針の共通理解を推し進める。
- イ アンテナを高く張る（生徒との丁寧な関わりと温かみのある人間関係を構築しながら、生徒と同じ時間・場を共有する中で、生徒の些細な言動を見取り、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量るよう努める）。
- ウ 人権感覚を磨く（教職員の言動がいじめを助長するものとなっていないかを教職員同士でチェックし合う）。
- エ いじめ防止のための校内研修を実施する。

##### ② 生徒に対して

- ア 主体的な活動を通し、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め「自尊感情」を感じとれるような教育方針を立て、実践する。
- イ 集団の中での役割と責任を自覚し、達成感や成就感を感じられるような経験を積ませる。
- ウ 生徒に対して愛情をもち、全ての生徒を等しく尊重する温かい学級経営や教育活動を行う。

- エ 規範意識を育て「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されることではないこと」を生徒に認識させるとともに、学校のルールを守らせる指導を徹底する。
- オ 道徳の授業や人権教育を充実させ、生徒一人一人の人権感覚を高め、思いやりの心を育む。
- カ 携帯電話（スマートフォン）の使用によるいじめが急増していることからセーフティ教室等を活用し「情報リテラシー」、「情報モラル」の向上を図る。

### ③ 保護者・地域に対して

- ア 家庭訪問、面談、保護者会等の情報交換の場を設け、日常的な連携の強化を図る。
- イ いじめの問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうため、学校・学年便り等による広報活動を積極的に行っていく。

## (2) いじめを早期発見するために

- ア 生徒の小さなサインを見逃さないよう日頃の行動観察を欠かさず行う。また、キャッチしたサインを学年会や生活指導部会、校内委員会等で情報交換を行い、教職員で共通理解を図る。
- イ 信頼関係に基づく教育相談体制を確立する。
- ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの協力体制を構築・整備する。
- エ 東京都の「いじめ防止月間」に対応した定期的なアンケート調査を行うとともに、個人面談や三者面談を通して生徒や保護者から個別の聴き取りを行い、実態を把握する。

## (3) いじめに早期対応するために

- ア いじめを発見した場合は、速やかに組織的に対応する。
  - ① 情報のキャッチ  
5W「いつ・どこで・誰が・何を・なぜ」+1H「どのように」が時系列になるように、複数の教職員で同時確認する。双方から話を聴く場合は、慎重かつ注意深く進め、事実を突き合わせ、整合性を確認する。
  - ② 管理職への報告  
いかなるケースにおいても緊急事態の意識をもち、報告を最優先する。管理職へ報告し、指示を受ける。
  - ③ 対応体制の確立  
校長を中心に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。事実関係把握までの手順、役割分担、内容を明確にした正確な事実確認を行う。
  - ④ 事実関係の把握  
聴きとるべき内容と留意するべき内容を確認する。被害者、加害者、関係者（傍観者含む）を個別に同時進行で事情聴取する。聞き取り中であっても随時、情報を交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を明確にしていく。
  - ⑤ 対応方針の決定  
被害者の安全や保護を最優先とする。いつ、誰が、どのように対応するのかを決定し、全教職員に周知し、迅速に対応する。
  - ⑥ 確かな初動対応  
情報が本人・保護者からの提供の場合やケガ、破損などがはっきりしている場合、即日対応を原則とする。即日、保護者に対し学校の動きを確実に伝達し、可能な限り家庭訪問を実施する（学年主任・担任）。
- イ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ウ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。いじめられた生徒とその保護者に対し「最後まで絶対を守る」という意思表示をする。いじめられた生徒の意向を組み合わせながら、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提示する。いじめられた生徒の心理面のケアや登下校時・休み時間等の見守りを継続する。解決したと思われる後も3か月は経過を観察し、保護者に報告する。

- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。行為に対して正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと冷静に説諭する。いじめられた生徒と認識の違いがあることを踏まえ対応する。いじめた生徒の心にも別要因でストレスがかかっているケースがあるため、その点については共感的に理解し、ケアする。加害生徒の保護者に事実を伝え、協力関係を構築する。いじめられた生徒の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を促す。解決したと思われる後も3か月を目安に加害生徒の経過観察を行い、加害生徒の保護者に報告する。
- オ 観衆（傍観者含む）に対して指導する。  
いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周囲の人間の態度によって助長されたり、抑止されたりすることを指導する。いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを指導する。全教育活動を通じ、思いやりの心や正義感を育成する。
- カ PTA や保護者、地域との連携  
必要に応じていじめについて情報を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるように連携を強化する。情報交流、意見交流の場を設け、一層の連携強化を図る。
- キ 「いじめ認知報告票」を作成し、市教育委員会への報告を行う。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 「重大事態」の定義(法 28 条の規定)

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
※ 生徒が自殺を企図した/身体に重大な傷害を負った/金品等に重大な被害を被った/精神性の疾患を発症した等（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 26 年 10 月 1 日 文部科学大臣決定）
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
※ 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。（同上）

#### (2) 対応

- ① 関係機関や専門家等との連携及び相談を行う。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、速やかに警察と連携する。

### 4 本校の校内体制

#### (1) 校内いじめ防止・対策委員会の設置

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、関係担任、養護教諭、特別支援コーディネーターで組織する（委員長は校長）。その他必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対応巡回教員、市教育委員会、児童相談所、子ども家庭支援センター、警察機関、医療機関等の参加を要請する。

#### (2) 委員会の役割

- ① 本校で生じたいじめ問題への対応と協議
- ② 本校におけるいじめ防止等の取組に関する事、保護者へのいじめ防止啓発等に関する事

#### (3) いじめへの対応

- ① いじめの事実が報告されたら、直ちに対策委員会を招集する。
- ② 事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導を開始する。
- ③ 担任や学年任せにせず、全校体制で対応する。
- ④ 全教職員に事実を伝え、共通認識の下、指導に当たる。

#### (4) 校内研修の計画・実施

教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生活指導上の諸問題に関する校内研修を各学期に1回計画し、実施する。

### 5 他機関との連携について

#### (1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携

- ① いじめの未然防止、早期発見、早期対応をねらいとした、生徒の悩みや不安に対する相談、カウンセリングの実施
- ② 保護者の相談、カウンセリングの実施
- ③ 校内対策委員会への助言と支援
- ④ 外部機関とのパイプ役

#### (2) 市教育委員会との連携

いじめの事実を確認した場合は市教育委員会に報告の上、連携を図り迅速に対応する。経過を報告し、助言と支援を依頼する。

#### (3) 児童相談所, こども家庭支援センター, 警察機関, 医療機関等との連携

- ① 非行、育成、養護、保健、障がい等、児童福祉が関係するケースについては、関係諸機関との連携を図り、専門的な見地から支援と助言、対応の依頼。
- ② 定期的な警察機関との連携。